



写

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び
関係委託者の意見聴取に関する公示

鳥取地方労働審議会一般公示第2号

鳥取県男子服・婦人服製造業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、鳥取県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年3月24日までに、鳥取地方労働審議会（鳥取市富安2丁目89番地9 鳥取労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年3月7日

鳥取地方労働審議会
会長 多田 憲一郎



別紙

意 見 書

令和7年3月7日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

鳥取地方労働審議会

会長 多田 憲一郎 殿